

改正

平成11年12月22日門真市条例第15号

平成20年12月26日門真市条例第25号

平成28年3月24日門真市条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車置場の整備（第9条—第14条）

第3章 自転車等の放置防止（第15条—第22条）

第4章 雑則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内の道路等公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより生活環境の悪化を防止し、もつて災害時の防災活動の確保並びに通行機能及び歩行者の安全の保持を図ることを目的とする。

一部改正〔平成28年門真市条例17号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2） 放置 自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- （3） 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるものをいう。
- （4） 自転車置場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （5） 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の利用及び駐車秩序に関する意識の高揚に努めるとともに市長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第5条 自転車等の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車等を放置することにより生活環境を悪化させないこと。
- (2) 市長の実施する施策に積極的に協力すること。

(道路管理者の責務)

第6条 道路管理者は、所管する道路上における自転車等の放置防止の措置を講じるものとする。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び路線バス事業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、鉄道及びバス利用者のために自ら自転車置場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車置場を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに、市長の実施する自転車等の放置を防止する施策に積極的に協力しなければならない。

(施設設置者の責務)

第8条 官公署、学校等の公益的施設の設置者及び大型店舗等の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車置場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

第2章 自転車置場の整備

(自転車置場の設置)

第9条 大型店舗等を新築又は増築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い自転車置場を設置しなければならない。

(自転車置場の設置の届出)

第10条 前条の規定により自転車置場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(自転車置場の管理)

第11条 第9条の規定により設置された自転車置場の所有者又は管理者は、当該自転車置場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車置場の所

有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車置場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第13条 市長は、第9条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車置場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による措置の勧告は、その勧告をしようとする措置及び理由を記載した勧告書により行うものとする。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表を受ける者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成11年門真市条例15号〕

第3章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するために、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を放置禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(放置禁止区域の指定の解除及び区域の変更)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の指定の解除又は変更については、前条第2項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第17条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、規則で定めるところにより市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第18条 市長は、放置禁止区域内に放置された自転車等を、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、あらかじめ定められた場所に移送し、保管することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第19条 市長は、放置禁止区域外においても、第1条の目的が達成できないと認めるときは、放置された自転車等に対し自転車等の利用者が自ら除去すべき旨の警告札等を取り付けることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後、なお放置されている自転車等については、あらかじめ定められた場所に移送し、保管することができる。

3 市長は、通行の危険を防止する等のため緊急やむを得ないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず放置禁止区域外に放置された自転車等を、直ちに、あらかじめ定められた場所に移送し、保管することができる。

第20条 削除

削除〔平成20年門真市条例25号〕

(保管した自転車等の措置)

第21条 市長は、第18条及び第19条の規定により自転車等を保管した場合は、保管期間その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、第18条及び第19条の規定により保管している自転車等について、利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)の確認ができるものについては、当該利用者等に、速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前2項の措置を講じたにもかかわらず、第1項の保管期間を経過してもなお第18条及び第19条の規定により保管した自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき、廃棄等の処分をすることができる。

4 第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお第18条及び第19条の規定により保管している自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

一部改正〔平成20年門真市条例25号〕

(費用の徴収)

第22条 市長は、第18条及び第19条の規定に基づき、自転車等に移送し、保管したときは、それに

要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

一部改正〔平成20年門真市条例25号〕

第4章 雑則

(記名及び防犯登録)

第23条 自転車の所有者は、自己の自転車に記名及び防犯登録をするよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、記名及び防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(関係機関との協議等)

第24条 市長は、自転車等の放置防止に関して、この条例をより強力に推進するため必要があると認めるときは、関係機関と協議するとともにその協力を求めることができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。(昭和61年9月門真市規則第29号で、同61年10月1日から施行。ただし、同条例第15条の規定は、同年9月1日から施行)

(自転車置場の設置の特例)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して6月以内に大型店舗等の新築又は増築の工事に着手した者については、第9条の規定は適用しない。

附 則 (平成11年12月22日門真市条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日門真市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中第20条、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項の改正規定(中略)は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の門真市自転車等の放置防止に関する条例第21条第3項及び第4項

の規定は、この条例の施行の日以後に移送し、保管する自転車等について適用し、同日前に移送し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月24日門真市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。